

令和 2年 第1回定例会 予算特別委員会

令和2年3月17日

△北山委員の質疑

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山でございます。

それでは、通告に従いまして、順次、質疑をさせていただきます。

大項目の1の、総合計画、各個別計画の策定等についてでございます。

今、各委員のお手元にも資料を配付させていただいておりますが、質疑対象経費について非常に多岐にわたっておりますので、これから申し上げます。

今回の予算書をひもときますと、計画関係で16ぐらいの予算が組まれておりまして、そのうち、委託料を含むもの13事業についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

お尋ねする内容としては、1番目は、137ページ、企画費、長期総合計画策定業務経費1,015万6,000円のうち、委託料が778万4,000円です。

2番目は、139ページ、企画費、地域公共交通利用促進事業費（交通戦略プラン見直し）、金額が2,782万2,000円、委託料等が1,652万8,000円です。

3番目は、143ページ、企画費、シティセールス戦略推進事業費（シティセ

ールス戦略プラン) 431万8,000円、委託料が227万7,000円です。

4番目は、157ページ、公害対策費、環境基本計画策定業務経費498万3,000円、委託料が498万3,000円です。

5番目は、177ページ、社会福祉総務費、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経費510万1,000円、委託料が396万円です。

6番目は、189ページ、障害福祉費、障がい者計画・障がい福祉計画策定経費453万9,000円、委託料が384万4,000円です。

7番目は、223ページ、清掃総務費、一般廃棄物処理基本計画等改定業務経費451万円、委託料が451万円です。

8番目は、237ページ、農業振興費、農業振興計画策定経費513万1,000円、委託料が467万5,000円です。

9番目は、253ページ、商工振興費、商業振興プラン策定業務経費595万2,000円、委託料が588万5,000円です。

10番目は、259ページ、観光費、観光基本計画策定業務経費566万4,000円、委託料が550万円です。

11番目は、271ページ、都市計画費、第3期都市計画マスタープラン策定業務経費980万2,000円、委託料が951万5,000円です。

12番目は、273ページ、都市計画総務費、景観計画策定業務経費566万

3,000円、委託料が524万7,000円です。

13番目は、279ページ、市営住宅費、公営住宅等長寿命化計画策定業務経費280万円、委託料が280万円です。

以上でございます。

それで、中項目(1)から(3)について、まとめてお伺いしたいというふうに思いますが、1つ目は、委託料の内訳、及び、コンサルタントへの委託が含まれる場合は、その委託内容、2つ目は、これらの計画策定に当たって、市民がどのように計画に参加できる余地があるのか、3つ目は、これらの計画をつくる上で根拠となる法令、条例があるかどうか、以上、関連がありますので、一括して質疑をさせていただきます。

簡潔で結構ですので、大変恐縮ではございますが、各所管部長より、まとめてお答えをいただけないでしょうか。

まず、1番目、2番目、3番目の企画費、11番目、12番目の都市計画費の部分について、企画部長より順次お願いをしたいと思います。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

私からは、長期総合計画、交通戦略プランの見直し、シティセールス戦略プラン、第3期都市計画プラン、立地適正化計画、景観計画についてお答えいたします。

最初に、長期総合計画策定業務委託料の内訳ではありますが、総合計画策定支援業務委託として253万円でございます。これはコンサルに委託を行います。

もう一つ、計画書概要版作成委託が525万4,000円で、これは印刷会社に作成を依頼するものでございます。

コンサルへの委託内容につきましては、総合計画の素案の作成に向けて実施した庁内調査や担当課ヒアリングへの支援などのほか、都市経営会議や総合計画審議会の運営支援、また、今回新たに実施したまちづくりインタビューに関するアドバイスなどが業務内容となっております。

次に、市民の参加でございますが、公募市民を委員とする都市経営会議を設置しまして、11の提言をいただいたところであります。

また、市民の意向把握につきまして、市民まちづくりアンケートを行ったほか、中高生や大学生、各種団体に対するアンケートの実施のほか、新たに、大学生や子育て世代の方、自衛官、高齢者、市内で働く外国人など、全部で9つのグループを対象に直接話を伺うまちづくりインタビューや、第2庁舎や総合福祉センターにおいて、来庁者から、10年後の町の姿などの意見を募集したちとせの木プロジェクトなど、多様な手法により、市民の意向を把握したところであります。

今後は、基本構想原案に対しますパブリックコメントを実施し、計画案に対する市民の意向を確認するほか、有識者で構成する総合計画審議会を設置し、原案

について諮問することとしております。

根拠法令は、千歳市総合計画条例でございます。

次に、交通戦略プランの見直しでございます。

委託料の内訳といたしましては、地域公共交通網形成計画の中間見直しで1,202万4,000円、地域公共交通再編実施計画の中間見直しで450万4,000円となっております。

これもコンサルに委託する予定で、その内容は、平成28年度に実施した再編後の各種事業や路線再編の検証、アンケート調査による市民ニーズの把握、全国的に経営が厳しくなっているバス事業者の現状の把握、持続可能なバス路線の検討などでございます。

計画への市民参加につきましては、地域公共交通活性化協議会による議論を行います。また、市民アンケート調査として、対象者約4,000名のアンケート調査を令和2年度に行う予定であります。また、令和3年度にはパブリックコメントを実施いたします。

根拠法令は、交通政策基本法と地方公共交通の活性化及び再生に関する法律であります。

続きまして、シティセールス戦略プランの委託でございます。

委託料といたしましては227万7,000円で、委託内容は、シティーセー

ルスに関する調査、分析、戦略プラン策定でございます。

計画への市民参加につきましては、関係機関、団体との意見交換会やパブリックコメントを予定しております。

また、東京圏等の在住者を対象とした、千歳のイメージや魅力に関するアンケート調査を行う予定であります。

根拠法令といたしましては、国の法令や市の条例によるものではございませんが、市の最上位計画である総合計画に基づく個別計画として策定するものでございます。

次に、都市計画マスタープランでございます。策定業務委託料といたしましては519万2,000円でございます。

委託内容につきましては、都市計画マスタープランの全体構想の設定、都市構造の分析、評価、課題分析等でございます。

計画への市民参加については、市民意識調査は令和元年度に実施済みです。今後、市民会議を開催いたします。また、パブリックコメントの実施、都市計画審議会での御議論をいただく予定になっております。

根拠法令としては、都市計画法第12条の2に、市が定めるものというふうに規定をされております。

次に、立地適正化計画につきましては、委託料432万3,000円で、内容

につきましては、都市構造の分析、評価、課題分析、方針の検討でございます。

計画への市民参加につきましては、市民会議を開催する予定であります。また、パブリックコメントの実施、それから、都市計画審議会の開催となっております。

これは都市計画マスタープランの一環として策定するものでありますので、同じような手続になるかと思えます。

根拠法令としては、都市再生特別措置法第81条に、定めることができるというふうの規定をされております。

最後に、景観計画策定業務経費でございますが、委託料が524万7,000円となっております。

委託内容は、景観特性の再整備、景観形成基準の整理などでございます。

計画への市民参加は、景観重点地域における説明会並びにパブリックコメントの実施、景観協議会の設置、また、景観審議会での御議論をいただく予定になっております。

根拠法令は、景観法第7条でございます。

私からは、以上です。

◆北山委員 ありがとうございます。

続きまして、4番目の公害対策費、7番目の清掃総務費について、市民環境部長からお答え願います。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

私からは、環境基本計画策定業務経費と一般廃棄物処理基本計画等改定業務経費について御説明をさせていただきます。

まず、千歳市第3期環境基本計画でございますけれども、この計画は、令和3年度から12年度までを行動計画期間とし、市の環境の保全と創造について基本方針を定めるものでありまして、本年度と令和2年度の2カ年で策定するものであります。

この委託料でありますけれども、策定業務を専門のコンサルタントに委託するための経費として498万3,000円を計上しております。

業務の内容でありますけれども、温室効果ガスの排出量とか、大気、水質、自然環境の状況などを記述します計画素案の整理、再検討、環境審議会や庁内会議等における資料の作成及び運営の支援、計画書や概要書のレイアウト作成及び印刷製本などとなっております。

次に、計画への市民の参加でありますけれども、本年度につきましては、市民アンケート調査を実施するとともに、市内の自然環境団体や公募市民による千歳エコロジー市民会議を設置して、計画素案に係る提言をいただいております。

令和2年度につきましては、環境に関する有識者や、市民への公募により選定をした委員などで構成する千歳環境審議会へ計画素案の審議を諮問し、意見を

いただきますほか、パブリックコメントを実施して、市民の意見を反映させることを予定しております。

次に、根拠法令、条例等でありますけれども、本計画は、千歳市環境基本条例第9条第1項で、市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するというふうに定めておりますので、これに基づいて策定するものであります。

続きまして、一般廃棄物処理基本計画であります。

この計画は、平成28年度から令和12年度までの15年間における市の廃棄物処理に関する基本的な事項を定めたものでして、令和2年度におきましては、5年ごとの中間目標年次での計画の見直しを行うものであります。

この改定にかかわる委託料でありますけれども、見直しにかかわる業務を専門のコンサルタントへ委託するための経費として451万円を計上しております。

その業務の内容であります。ごみ処理実績に基づく排出量の抑制、再資源化の状況、資源回収率、エネルギー回収率、温室効果ガスの排出量、コスト分析などの現状評価、循環型社会形成を踏まえたごみの発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分などに関する各種施策の検討、ごみ排出量及び処理量の予測、収集運搬計画、排出抑制のための再資源化計画、中間処理計画、施設の整備計画

の検討などを行うこととしております。

次に、計画への市民の参加でありますけども、この計画の見直しに当たりましては、廃棄物に関する有識者や、市民への公募により選定をした委員等で構成する千歳市廃棄物減量等推進審議会へ計画見直し内容の審議を諮問することとしておりまして、審議会の討議、審議によって、市民の意見を反映させることを予定しております。

また、計画で定めている、ごみの発生抑制、再使用の推進、適正なりサイクルの推進などの各種施策につきましては、市民の皆様や町内会などの各種団体の御理解と御協力により推進しているところでありまして、今後におきましても、皆様からいただいたさまざまな御意見を施策の推進に反映させてまいりたいと考えております。

次に、根拠法令、条例でございますが、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないという規定に基づいて策定しているものであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

続きまして、5番目の社会福祉総務費及び6番目の障害福祉費について、保健

福祉部長にお伺いをいたします。

◎三崎保健福祉部長 私から、高齢者の計画と障がい者の計画についてお答えいたします。

まず初めに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料396万円についてでありますけれども、本計画の策定に当たりましては、国から示される基本指針等を反映させるとともに、ニーズ調査、在宅介護調査の実施など、専門的知識、技術を有するとともに、他の自治体等において関連計画策定支援の実績を有し、国や北海道などの動向の把握、分析など、コンサルティング能力を備えた事業者を、公募型プロポーザルにより選定して、業務委託を行うことを予定しております。

委託料の内訳ですけれども、研究員等の直接人件費が155万1,000円、アンケート調査や計画書の印刷などに係る直接経費が168万円、その他諸経費が46万6,000円及び消費税となっております。

業務の主な内訳であります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施、在宅介護実態調査の実施、高齢者等の将来推計、介護保険サービスの見込み量の検討、整理、計画書の策定支援、その他、計画策定に関し必要となる業務支援となっております。

次に、計画への市民参加についてでありますけれども、計画の策定に当たりま

しては、高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態アンケート調査の実施などによる実態把握のほか、介護保険サービス事業者等からのヒアリング、そしてパブリックコメントを予定しております。

また、計画案の策定に際しましては、千歳市保健福祉調査研究委員会、これは市民各層の代表の方から構成される委員会ではありますが、この委員会から意見を伺いながら、計画策定作業を進める予定としております。

根拠の法令、条例についてでありますけれども、本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画、及び、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を、同法同条第6項の規定に基づき一体的に策定する法定計画でありまして、3年ごとに策定しなければならないことになっております。

次に、障がい者計画・障がい福祉計画策定業務委託料384万4,000円についてであります。高齢者の計画と同様に、公募型プロポーザルによる業務委託を予定しております。

委託料の内訳は、直接人件費が117万4,000円、直接経費が200万3,000円、その他経費が31万8,000円となっております。

業務の内訳としましては、計画策定に際しての基礎資料等の情報収集、分析、アンケート調査やヒアリング調査の分析、計画の検証支援、各種会議運営、パブ

リックコメントの作成支援、計画書作成支援、印刷業務等となっております。

市民参加についてであります。計画の策定に当たりましては、障がいのある方を対象としたアンケートの実施のほか、障がい当事者団体からのヒアリング、パブリックコメントを予定し、また、計画案の策定に際しては、障がい当事者、関係団体などで構成される千歳市障がい者地域自立支援協議会と、高齢者の計画と同様に、千歳市保健福祉調査研究委員会からの意見を伺いながら、計画策定作業を進めることとしております。

根拠となる法令、条例についてであります。本計画は、障害者基本法の第11条第3項に基づく、市町村の障がい者施策に関する基本的な計画である障がい者計画と、障害者総合支援法第88条に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保、円滑な実施に関する計画である障がい福祉計画、及び、児童福祉法第33条の20に基づく、障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画である障がい児福祉計画、この3計画を一体的に定めることとしております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

続きまして、8番目の農業振興費、9番目の商工振興費について、産業振興部長にお尋ねをいたします。

◎品田産業振興部長 お答えをいたします。

私からは、農業振興計画策定経費、商業振興プラン策定業務経費について御説明を申し上げます。

初めに、農業振興計画策定経費513万1,000円のうち、委託料467万5,000円の内訳について御説明いたします。

本委託料は、現行の第3次千歳市農業振興計画が令和2年度で終了となりますことから、令和3年度から12年度までを計画期間とする第4次千歳農業振興計画の策定に係る業務経費でございます。コンサルタント会社にその業務の一部を委託し、令和元年度、令和2年度の2カ年で実施するものであります。

委託の内訳といたしましては、令和元年度は、農業者へのアンケート調査の実施と分析、農業者や農業関係機関へのヒアリング調査の実施などの基礎調査、また、令和2年度については、農業者との意見交換会の開催支援、学識経験者、関係機関、公募等により選ばれた市民で構成する計画策定懇話会の開催支援、計画素案の作成、パブリックコメントの実施支援、計画書の印刷などとなっております。

次に、コンサルタントに委託しなければならない理由でございますが、計画の方針等については、市職員が中心となり検討を進めることとなりますが、計画策定に当たっては、コンサルタントが、その基礎データとなる、農業者や農業関係

機関からのヒアリングやアンケート調査の整理、分析、計画素案の策定、審議する懇話会の運営などへの支援を行うことにより、策定作業を効率的に進めるとともに、国内外の情勢等を踏まえた、専門的な立場からの客観的な提案や助言も期待できると考えております。

次に、計画策定に当たっての市民参加であります。計画策定に当たっては、農業者の意見などを反映するため、農業者へのアンケート調査や、畑作や酪農など類型別に抽出した農業者へのヒアリング調査、農業者による意見交換などを実施いたします。

そのほか、計画内容を審議する計画策定懇話会の委員は、有識者や関係団体のほか、公募により選定した市民に委任することを予定しております。

次に、千歳市農業振興計画の根拠となる法令、条例についてでございますが、本計画は、国の法令、市の条例に基づき策定されるものではございませんが、食料・農業・農村基本法において、国は、基本計画を定めなければならないとされておりまして、同じく、同法第8条において、地方公共団体は、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割を踏まえて、その地方公共団体の区域の諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされております。

また、市は、千歳市農業振興条例におきまして、農業者の効率的、安定的な経営の育成を促し、農業の健全な発展に寄与することを目的とし、第3条において、

目的を達成するための必要な施策を講じることとしております。

これらのことから、市といたしましては、本市の農業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合計画の個別計画として本計画を位置づけており、本計画は、本市の農業振興の施策体系を明らかにする重要な計画であると考えてございます。

次に、商業振興プラン策定業務経費595万2,000円のうち、委託料58万5,000円の内訳について御説明いたします。

本委託料は、現行の第2期千歳市商業振興プランが令和2年度で終了となりますことから、令和3年度を始期とする次期プランの策定に係る業務経費でございます。また、コンサルタント会社にその業務の一部を委託することを予定してございます。

その内訳といたしましては、策定に当たっての基礎調査、計画素案の策定、策定会議の運営支援、パブリックコメントの実施支援及び分析、調査、計画書の作成、その他、これら業務に係る人件費、印刷製本費などを計上しております。

次に、コンサルタント会社に委託しなければならない理由についてありますが、計画策定に当たっては、コンサルタントに、商業環境の現況分析などの基礎調査、計画素案の策定、策定会議等の運営などについて支援を求めるとともに、刻々と変化する商業環境を取り巻く現状や課題、これに係る取り組みの方向性

等について、専門的な立場からの助言を求めることで、策定作業をより効率的、効果的に進めていくことができるものと考えております。

次に、計画策定に当たっての市民参加であります。計画策定に当たっては、パブリックコメントによる市民参加手続を予定しておりますほか、計画立案においては、策定会議等を設けることとしており、同会議等については、商業関係者のほか、市民も含めて構成していくことを予定しております。

次に、根拠となる法令、条例についてであります。本計画は、国の法令や市の条例に基づくものではありませんが、現行の千歳市商業振興プランにつきましては、本市の商業振興において、中心市街地では、経営者の高齢化や担い手の不足、電子商取引の拡大、大型店やコンビニエンスストアの増加などにより、廃業や休業する店舗が目立ち、また、来街者の減少が見られるなど、都市としての魅力低下などが懸念されていることを背景として、本市の商業を取り巻くさまざまな環境の変化や課題を踏まえ、今後における、商業者による活動及び連携の推進や中心市街地のにぎわい形成などを図ることを目的に策定したものであります。

また、本計画は、市の最上位計画である千歳市第6期総合計画の個別計画として位置づけており、本市の商業の活性化に向けた方向性を明確にし、今後の取り組みの方針を示すための重要な計画であると考えております。

以上でございます。

◆北山委員 それでは、続きまして、観光費につきまして、観光スポーツ部長からお答え願います。

◎小田観光スポーツ課長 お答えいたします。

観光基本計画策定業務経費の委託料についてであります。委託料の金額は550万円で、専門ノウハウを持つコンサルタントへ委託する予定となっております。

その内容であります。千歳市観光基本計画策定のため、観光ポイント調査、宿泊調査、観光地点入り込み数調査、観光客満足度実態調査など、計画を策定する上での基礎調査や分析業務のほか、計画書の作成業務、策定委員会などの運営業務に係る費用を計上しているものであります。

計画策定に当たっての市民の参加についてでございますけれども、計画策定に当たりましては、策定懇話会などを設置いたしまして、観光事業者などの関係機関や団体のほか、市民目線での観光資源の創出や観光客の受け入れに関する対応などの御意見を市民団体の方からいただくとともに、パブリックコメントにおいても広く御意見をいただき、その声を計画に反映していきたいと考えております。

次に、根拠となる法令、条例等についてであります。千歳市観光基本計画は、

国の法令や市の条例等によるものではございませんけども、市の最上位計画である千歳市第7期総合計画の個別計画の一つとして策定するものであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、市営住宅費について、建設部長からお答え願います。

◎磯崎建設部長 私からは、公営住宅等長寿命化計画策定業務経費についてお答えいたします。

この業務は、公営住宅等長寿命化計画策定業務の基礎資料とするため、富丘、祝梅、向陽台団地におきまして、建築物の耐久性などを調査するものであり、全額、調査会社へ委託するものでございます。

調査の委託内容につきましては、専用の工具を用いて円柱状にコンクリートのコアを採取し、このコアを用いて強度を確認するコンクリートの圧縮強度試験、コアを採取し、試薬を用いて中性化の深さを確認する試験、測定機材を用いて建物全体のコンクリートのひび割れを測定する調査、測定機材を用いて基礎の不等沈下等を測定する調査でございまして、専門的な測量や機材などを必要とするため、市民が参加することは難しいものと考えております。

また、根拠法令等についてであります。計画を策定する根拠法令はございま

せんが、計画を策定することによりまして、公営住宅法や国の公営住宅等整備事業対象要綱などに基づき、社会資本整備総合交付金の導入が可能となるということでございます。

以上であります。

◆北山委員 長々と御説明をいただきまして、ありがとうございました。

今お聞きした内容に基づいて、少しお聞きしたいのですが、まず、中項目の2に掲げている市民参加の部分についてです。

2番目の地域公共交通利用促進事業の中で、千歳市地域公共交通活性化協議会への市民参加を予定しているということですが、参加する市民委員の数はどうなるのか。

それから、公共交通の空白地域の方とか高齢者等の利用者、こういった方々を重点的に委員に加える、あるいは、別に広く意見を集約するような必要性があるのじゃないかと思うわけですが、その辺についての御見解をいただけますか。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

千歳市地域公共交通活性化協議会についてでございますけれども、この協議会の規定により構成員が定められておりまして、公募市民の参加人数は3名となっております。

公募市民のほかに、住民または利用者を代表する者として、千歳市町内会連合会、千歳市社会福祉協議会、千歳市老人クラブ連合会などから委員を選定していただいております。

また、法律で位置づけられている事業関係事業者や学識経験者、国、北海道の関係者などを含めると、総勢で25名の協議会ございまして、地域公共交通に係る多様な人材により、総合的な視点で、全市的な議論ができるメンバーになっているというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 続いて、3番目のシティセールス戦略推進事業についてですが、ほかの自治体の例を見ますと、シティーセールス推進協議会などを設けているところもあるのですが、そういうお考えがあるかどうか、あるとすれば、どのようなメンバー構成で考えられているか、お伺いをいたします。

◎島倉企画部長 シティセールス戦略プランに係る協議会の設置についてでございますけども、今後、戦略プランを策定することになりますが、シティーセールスの推進に当たりまして、市民や民間事業者の皆さん等々、全市的に連携を図っていくことが大変重要であると考えておりますので、協議会の設置も含めて、策定後の推進体制のあり方について、今後よく検討していきたいというふうに考えております。

◆北山委員 わかりました。よろしく申し上げます。

次に、7番目の一般廃棄物処理基本計画についてですが、日ごろ、市民ないしは町内会等から、ごみの廃棄やリサイクルに関する御意見とか苦情が寄せられていると思います。こういう部分については、計画にどのように反映させていく御予定なのか、現状も含めてお答えをいただきたいと思います。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

市民の皆様とか町内会などの各種団体の皆様から、不法投棄とか、ごみの分別、収集運搬、資源回収、ごみステーションの管理に関する事など、ごみの処理に係るさまざまな御意見を日々頂戴しているところであります。

皆様からいただいた御意見につきましては、例えば、不法投棄への対応の強化とかノーレジ袋運動の支援、リサイクル品目の拡大、リサイクル取り組み団体等への支援といった、本計画の施策の展開方針に反映をさせているところであります。

また、本計画では、循環型社会の構築に向けた教育の推進として、出前講座などを活用した市民との意見交換とか、情報の提供、共有についても施策を展開しております。今後も、このような場を活用して、積極的に市民の皆様の御意見を伺いまして、計画に反映させてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それでは、8番目の農業振興、9番目の商工振興、10番目の観光に関する計画でございます。

今までの計画を見ての感想なのですが、生産者とか商業者の意見にちょっと偏っているような傾向が見受けられまして、もっと消費者とか利用者の目線や意見を加えていく必要があると考えております。そういった点は、意見聴取の方法とか委員構成の中で工夫ができないものなのか、両部長にお伺いをしたいのですけれども、品田部長からお願いします。

◎品田産業振興部長 答えをいたします。

生産者、商業者以外の市民参加、意見聴取などの考え方でございますが、現行の千歳市農業振興計画につきましては、計画策定時に懇話会を設けて、生産者のみならず、消費者である市民のほか、消費者協会、農畜産物を購入、販売する卸売業者や、農畜産物を利用して商品を製造、販売する市内企業、また、観光事業者など、さまざまな方々の参加をいただき、御意見をいただいたほか、あわせてパブリックコメントなども実施し、幅広く意見を聴取しております。

また、千歳市商業振興プランにつきましても、同じく懇話会を設け、商業者のみならず、公募による市民のほか、消費者協会など、さまざまな団体から参加をいただき、意見をいただいているほか、高校生や大学生など若者の座談会、パブ

リックコメントの実施など、幅広く市民の意見をいただきながら、計画を策定しております。

次期のプラン、計画の策定作業に当たりましても、これまでと同様に、幅広い市民、関係者の方々から意見をいただきながら、さまざまな視点を踏まえた計画となるよう、策定作業に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆北山委員 ありがとうございます。

小田部長、お答え願います。

◎小田観光スポーツ部長 市民の参加についてでありますけども、先ほども御紹介させていただいたように、市民目線での観光資源の創出、それから、観光客の受け入れに関する対応、昨今取り沙汰されているオーバーツーリズム、観光マナーといった視点につきまして、市民生活に直結している市民団体、消費者協会等の参画を我々としては予定しているところでありますけども、その方々から、一般市民目線での御意見をいただいて、計画に反映させていきたい、このように思っております。

◆北山委員 ありがとうございます。

それでは、次に、根拠法令、条例等について1点だけお伺いしたいと思います。

今お聞きした中で、シティセールス戦略あるいは農業振興計画、観光基本計画、

商業振興プランにつきましては、根拠法令や条例を持っていないというお答えがございまして、農業振興計画については、根拠条例ではないのかもしれないけれども、農業振興条例の中に、計画を定めてしっかりやっていくといった記述があるということでした。

それであれば、長期計画については、こういう機会に、理念とか目標を明確にした、骨や土台となる条例を持つべきじゃないかというふうに私は考えておりますが、それぞれ、お考えはございますか。

企画部長から順番にお願いいたします。

◎島倉企画部長 長期計画を策定に関して、条例を先につくるべきではないかという御質問ですけれども、基本的に、市としての考え方は同一ですので、私から一括して答弁をさせていただきたいと思います。

市の計画につきましては、基本的には、総合計画の個別計画として位置づけているほか、計画策定に当たりましては、みんなで進める千歳のまちづくり条例に基づき、市民参加手続を確保しながら進めているところでございます。

また、議会に対しましても、計画策定の段階で、都度、御説明をさせていただいておりまして、また、計画に基づく各施策、事業につきましても、毎年度の予算提案の中で、議会で御議論していただいているところでございます。

これらのことから、各種計画につきましては、策定に係る新たな条例を設けるこ

とは考えておりませんが、今後も、計画策定や予算執行などに当たりまして、市民並びに議会に対して丁寧に御説明をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

◆北山委員 今、私が、条例をつくるべきじゃないかと申し上げたのは、議会、市民に対する説明責任ということを考えたからですが、条例がなければ、議会等に対する説明義務も基本的にはないといった考え方もできます。

つまり、市長専決で、計画の策定から実行まで全部進めていくことが可能になるわけで、そういった点でいくと、我々としては、ふだんの所管委員会などで、計画策定の段階から意見を言わせていただく機会を設けていただきたい。

そのためには、全て、根拠、基礎となる条例をつくっていただくことが一番望ましいのかなということで、今こういう質疑をさせていただきましたので、今後、よく御検討していただきたいと思います。

中項目の4番目に移ります。計画の持ち方、考え方ということでございます。

各個別計画のほうから先に伺います。

シティセールス戦略推進事業費については、2月に、プレス発表をした予算編成説明資料をいただいて、説明を受けておりますけれども、その25ページから29ページを見ると、シティセールス関連の重点化予算として、計32事業、

事業費にして約6億円が組まれておりまして、包含される事業費がこれに限定されているという時点で、市の内部では、シティーセールスの骨格といいますか、方向性が全て決まっているのじゃないかという印象を私は受けました。

そうなると、わざわざコンサルタントに委託して、シティーセールスのあり方を考えてもらう必要性はないのじゃないかと私は思うわけなのですけれども、コンサルタントに委託をする理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

令和2年度の当初予算案におきまして、優先課題推進枠として重点化を図った、シティーセールスを推進するための予算につきましては、10万人のまちづくりを目指し、産業や観光などの各分野において、定住人口や交流人口の拡大に資する既存及び新規の事業について取りまとめたものでございます。

令和2年度以降、シティーセールスについて、これまで以上に戦略的、体系的に推進を図るといったことが必要になってくることから、今回、シティーセールス戦略プランを策定して、千歳市のイメージや強みなどに関する現状を分析し、取り組みの方向性やコンセプト、事業案などを整理することとしております。

また、令和3年度以降は、この戦略プランに基づきまして、効果的な施策を積極的に展開していきたいというふうに考えております。

それで、委託の必要性についてであります。

この戦略プランの策定業務では、市外在住者へのアンケート調査として、東京近郊なり関西圏の方々に千歳のイメージをお聞きするアンケートを行う予定であります。

また、民間事業者のデータやノウハウを活用する必要があるとともに、その調査結果を踏まえた戦略構築については、民間事業者が豊富な経験とノウハウ、技術を有していることから、そうした専門性を活用し、業務を効率的かつ円滑に実施するために、今回、業務委託を行うものでございます。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それでは、4番目の環境基本計画業務経費について伺いたいのですが、現行の第2次計画を見ますと、基本的な目標の各項目で数値目標を定めております。いつも私が言っているように、成果指標であるKPIをとる意味でも、こういう形は非常に望ましいと思いますが、目標の設定が非常にわかりづらいというところがございます。

例えば、大気汚染の監視測定回数を、平成21年度の421回から、令和2年度には470回にする、そういう目標値を掲げられておりますけども、10年間に50回、測定回数をふやしたら、環境的にどうなるのかということが、この中

身を見ていても全く読めないわけです。

そのほかにも、アウトカムじゃなくて、アウトプットの指標であらわされているような目標が多いわけですがけれども、このあたり、次期計画では改善できる余地があるのかどうかだけ、お伺いをしたいと思います。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

環境基本計画における数値目標の設定についての御質問でありますけれども、この計画の数値目標は、目標の達成に向けた進捗状況をはかる物差しでありまして、行政内部のみならず、市民の皆様へ取り組みの状況をお伝えするためにも重要なものと認識しているところであります。

環境基本計画の第2次計画におきましては、望ましい環境像のもと、5つの分野ごとの目標を掲げますとともに、具体的な取り組みを体系化いたしまして、現状と課題を検討した上で、数値目標を36項目で設定しております。

この目標設定に当たりましては、可能な限り、目標の達成度を的確に計測できる指標の設定に努めたつもりではありますが、成果の達成度を数字で捉えることが難しい目標もありまして、そういった場合には、取り組みの実施回数など、いわゆるアウトプット指標を使用した事例がございます。

第3次環境基本計画における数値目標の設定につきましては、今後検討していくこととなりますけれども、市民によりわかりやすく、かつ、進捗状況の把握に

効果的な数値目標となるように、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

◆北山委員 ぜひ、現状がこういう状態で、どれだけの労力を費やせば、こういう望ましい状態になるということが読めるような形でお願いしたいと思います。

次に移ります。

第3期都市計画マスタープラン策定業務経費の中に含まれています立地適正化計画策定業務について、この計画を策定する意図と、事業を採択する必要性をあわせて伺いたいというふうに思います。もう少し詳しく御説明していただけますか。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法の改正により、市町村が策定することが可能となったものでございまして、都市計画マスタープランの一部として策定をするものでございます。

都市全体の観点から、居住機能や、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者等が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指して策定するという考え方でございます。

次に、必要性でございますけれども、本市におきましては、現在まで人口増加を続けておりますが、将来的には人口減少が想定されていることに加え、国の交

付金等の支援措置について、立地適正化計画を定めていることが条件とされていることなど、計画策定の重要性が今高まっていると考えております。

令和2年度に都市計画マスタープランの見直し作業を行いますが、その一部として立地適正化計画を策定することができるというふうになりましたので、今回、見直し作業にあわせて策定することにいたしましたのでございます。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

事前に個別質疑を行っている段階で、コンパクトシティー的な考え方に基づくこととして、一部の土地の利用について制限がかかることがあると、ちらっとお聞きをしたわけですが、そういったことになると、当然、地権者からのいろんな反発も考えられるわけです。そういったところをどのように説明して理解を求めていくのか、お伺いをしたいと思います。

◎島倉企画部長 立地適正化計画につきましては、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定めることとなり、居住誘導区域外となる地域におきましては、開発行為や建築等行為の際に届け出が必要となる、一部そういったことが考えられます。

計画の策定におきましては、都市計画審議会のほか、市民会議を立ち上げ、また、パブリックコメントを実施するなど、幅広い市民の皆様から計画の内容につ

いて意見を伺って、反映していきたいというふうに考えております。

◆北山委員 そこは十分説明をしていただいて、市民理解を得ていただきたいというふうに思います。

続けて、総合計画策定に係る内容についてお伺いをいたします。

これも事前の個別質疑の中で伺ったことでございますけれども、今回の委託料の中で525万4,000円をかける印刷製本については、第7期総合計画の概要版を4万8,000部刷って全戸配付するという計画で予算計上されたと聞いております。これは全部の御家庭に配る必要があるのかというのが私の率直な疑問なのですけれども、その必要性についてお伺いをしたいと思います。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

今、策定作業を進めております第7期総合計画の概要版についてでございますけれども、第7期総合計画で定める将来都市像、また、それに対する展開方針並びに各施策につきましては、市民協働によるまちづくりの観点からも、市民と共有すべきものでございますし、今後10年間の千歳市が発展していく姿を市民にしっかりお示しして、ともに歩いていくことが必要かと思っております。

それで、厚い計画書をお配りするわけにはいきませんので、まずは、わかりやすく、市民に手に持ってもらえる概要版で、広く市民の皆様にご覧いただく必要があると思っております。概要版を作成し、全戸配付をしたいというふうに考えておりま

す。

全戸配付による事業効果を直接はかることは難しいかと思いますが、まちづくりに興味や関心がある市民、まちづくりに参加したいという市民を一人でも多くつくりたいといったことから、まずは、興味を持って、手にとって見ていただけるような概要版の作成について工夫していきたいと考えております。

◆北山委員 私は、この話を聞いて、必要性についても非常に疑問に思ったのですけれども、もう一つ疑問なことは、先に行った市民まちづくりアンケートとの整合についてです。それはどういうことか。

市民まちづくりアンケートについては、平成31年度に実施をしていますが、対象が市内全域に居住する18歳以上の男女、サンプル数が3,000名、回収数が851票で、郵送による回答が743票、インターネットを通じた回答が108票、回収率が28.4%になっています。

市民アンケートで市民ニーズをはかるためのサンプルが3,000名で、ほかに、若者とか外国人へのアンケートがあるということかもしれないですけれども、全世帯にアンケートを出して、回収した上で、全世帯に計画書を配るというなら、理屈としてはわからなくもない。

ただ、3,000名の方にアンケートをお配りして、回収率としては3割弱で、それによってつくった計画書が、これから10年間の千歳市の方針だから全世

帯に配るというのは、ロジックからして、ちょっとおかしいのじゃないかなと私は感じるのですけれども、そこら辺はどうお考えになるか、お聞かせください。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

総合計画につきましては、策定時に、毎回、市民アンケート調査を行っておりますが、基本的に、全市民にアンケートをとるのは現実的に難しいと思っております。統計的には、無作為に抽出した市民の皆さんに代表になってもらい、アンケートに答えていただいて、傾向をはかって、まちづくりなり総合計画に反映していくことになると思っております。

その策定業務の過程では、先ほどお話ししたように、アンケート以外に、インタビューとか、市民の皆さん方の意見聴取とか、さまざまな方法をとっております。アンケートの回収率は若干低いと思いますが、それを補完する市民参加の手続を行って、市民意見を把握しているところであります。

そういった中で策定した総合計画については、まずは全市民にお知らせする必要があると思っております。その中身等をお知らせするところは、必ずしも、アンケートの数と一致しなきゃいけないというものではないと思っております。できたものについて、全世帯にお配りして、広く市民に周知をしていきたいと考えております。

◆北山委員 私も、町内会長をやっております。毎週、市や外郭団体からいろん

な配付物が届いて、回覧等として配付してはいますが、ほぼ、とられないで、そのまま戻ってきます。

行政のほうとしては、理論的に、配付をすれば周知したということになるのかもしれないですけども、開いて読まれなかったら、全く無意味です。また、つくったはよいけれども、読みもされないで、半分、新聞ストッカーに持っていかれると、結果的には経費の無駄遣いということになってしまいます。

520万円ということで、高級車1台分ぐらいの金額をかけてやる事業なわけですから、その効果をきちとはかっていただいて、本当に、市民に読まれて、納得を得られるものなのかどうか、いま一度、整理をしていただきたいなというふうに考えます。

もう一つお聞きしたいのですが、今、千歳市も、人口が伸びるとともに、だんだん郊外へと発展しており、住居エリアごとに、住んでいる世代、年齢層が変わってきたり、行政課題や市民ニーズが変わってきていると感じます。

例えば、向陽台、それから、新興住宅地である勇舞やみどり台、そして、私が住んでいる、割と駅に近く、昔から住民が張りついている地域それぞれで、当然、考えていることも悩みもみんな違うという中で、これから計画を立てていく際には、住居エリアごとの重点課題を整理して設定していく必要があると思うのです。

そういったことについて考慮しているのかどうか、今の段階でのお考えで結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

◎島倉企画部長 地区別の課題についてでありますけれども、ことしまでの策定作業において、地区別の課題について、十分配慮しているといえますか、取り組んできているところでございます。

まず、市民アンケートにおきましては、市内を15地区に分けて分析を行っております。また、昨年5月に作成いたしました千歳市まちづくり白書におきましても、人口動態や、市民アンケートを初めとする各種アンケートの結果をもとに、地区ごとの現状や課題を整理した地区編を設けるなど、地区別の傾向や課題の把握に努めているという状況でございます。

第7期総合計画そのものにつきましては、第6期総合計画と同様に、福祉や教育、産業など、まちづくりの分野ごとに、市全体の取り組み内容を示すといったことを考えておりますので、地区別の計画は考えておりません。

ただ、地区別の取り組みについては、各施策の展開方針の中で現状と課題などを盛り込むなどして、具体的に進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 実は、私は、先月、総合計画に関する研修を東京で受けてまいりました。

そこで紹介された事例の中に、愛知県小牧市の事例がございましたけれども、小牧市では、平成30年度に第6期総合計画が終わった後、自治基本条例とか市民憲章をベースとしたまちづくり推進計画という名前に改めて、平成31年度から令和8年度までの8年間を事業計画期間として、市長任期の4年ごとに見直しをするというふうに変えたそうでございます。

この計画のユニークなところは、条例で定められた3つの都市ビジョンの下に、市長の権限に属する市政戦略、いわゆる市長公約、それから、分野別計画、いわゆる個別計画、そして、自治体経営編として、ルーチンでやっている自治体の仕事がある、こういう3層構造になっていて、この計画については、逆に条例の縛りをかけないという構成になっていることでして、非常におもしろいなど私は思いました。

愛知県小牧市といえば、飛行場があって、航空自衛隊もありまして、人口は15万人ちょっとですから、うちより少し大きな町ですけども、産業特性は似ております。

また、この間の公明党の代表質問で話があったSDGsの推進も、計画の中に入っておりました。

私は、このことを調べるのに、小牧市のホームページを見ましたけれども、非常にすばらしいホームページで、トップページを見ただけで、この町に住みたい

など思うようなものでしたので、ぜひ、後で見てくださいなというふうに思っています。

それで、申しわけございませんが、全体について、もう一点、企画部長にお尋ねをしたいと思います。

現計画から次期計画への移行についてです。

当市では、これまで、総合計画でも個別計画でも、現計画から次期計画の間をあげずに計画を立ててきていますけれども、振り返り時期と現計画の初年度が交錯しています。例えば、今の計画でいうと、令和2年度に計画が終わったら、令和3年度になってから令和2年度の振り返りをやることになるのですが、次期計画は令和3年度の頭から走り始める、こういう交錯が起きて、ちゃんとしたPDCAサイクルが実行されないまま、次の計画が走っちゃうというジレンマが起こっていると思います。

それで、先ほど聞いたように、法で計画策定が定められていて、間をあげてはだめとなっているのならわかるのですが、そうじゃないものにつきましては、計画の終了後、的確な振り返り期間を設けてはどうか。あるいは、どうしても間をあげられないのであれば、9年目、10年目で1次振り返りをやって、その課題を次の計画にきちっと載せられる仕組みにしていきたいと思うのですけれども、それについて最後にお伺いをしたいと思います。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

検証作業の後に次期計画を策定する場合がございますけれども、1年間かけて検証するとしたら、現計画と次期計画との間に空白期間を設けることになると思います。その場合、前の計画の内容に沿って事業を実施することになりますが、計画期間が終わっておりますので、目標値がなくなり、業務達成状況についての評価ができないといった課題があります。

そもそも、行政として切れ目のない活動を行うため、基本となる総合計画について空白期間を設けることは基本的に考えてございません。

それで、検証作業についてですが、第6期総合計画におきましては、施策や事務事業に関する行政評価によりまして、計画の進行管理やP D C Aサイクルに基づく事業の見直しを毎年度行っているところでございます。

また、第6期総合計画の全体総括につきましては、本来であれば、期間終了後の令和3年度に行うところでございますが、それはそれで行うこととして、今、委員がおっしゃったように、次期計画の策定に反映させるために、今年度、令和元年度におきまして、現時点での総括を行いました。今策定中の第7期総合計画に反映するために、総括作業を前倒しして行ったということでございます。

そういったことで、今後も、空白期間を設けず、総合計画の策定業務を進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 総合計画に限らず、いずれも、5年、10年という長期間の計画になりますので、同じような考え方で進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。大項目2の総務費についてです。

2款総務費、1項総務管理費、3目職員管理費でございますが、予算書の129ページの姉妹都市（指宿市）職員交流派遣経費175万5,000円についてお伺いをいたします。

私は、平成27年の決算特別委員会でもこの事業についてお伺いをしておりますが、その際に、平成7年度から3年置きに本事業を続けているとお聞きしております。その意義は今も変わっていないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

◎佐々木総務部長 姉妹都市職員交流派遣の意義について、事業開始の経過も含めてお答えをいたします。

本市と鹿児島県指宿市との交流は、昭和48年に、菜の花キャンペーンのPRとして、指宿市の御一行が本市を訪れたことに始まり、その後も、長年にわたり、それぞれの観光イベントなどにおいて交流を続けたほか、湖や温泉などの共通点があること、本市に鹿児島県人が多いこと、新千歳空港と鹿児島空港を結ぶ空の直行便が就航したことなどから、平成6年4月15日に、地域の特色を生かし

ながら、各分野の交流により、相互理解と親善を深め、両市民の福祉向上と市勢発展を推進することを目的として、姉妹都市提携を締結したものであります。

職員の交流派遣につきましては、この姉妹都市提携を契機として、平成7年度から、職員レベルで相互交流を行うことにより、お互いの町をよく知り、さらなる相互理解を深めることを目的として、これまで7回の職員交流を行ってきたところであります。

本事業は、姉妹都市提携による観光交流を目的とし、当初は、職員の配属先も観光部門としておりましたが、2回目以降においては、さまざまな行政分野において、両市の行政サービスの向上に寄与することができるよう、配置職場を観光部門以外にも拡大しているところであります。

派遣職員が、観光を初め、さまざまな行政分野に携わり、また、文化や習慣が異なる町の行政事務や市民サービスを学び、外側から千歳市を顧みることによりまして、派遣職員個人の人材育成はもとより、行政組織の活性化に寄与しているもの、このように考えております。

◆北山委員 さらに、お聞きします。

平成29年度にも派遣されているのですけれども、私が見た限りでは、そのときは事務事業評価が行われていません。評価されなかったのはなぜなのでしょうか。

もう一つ、この事業の実施が、職員個人の資質の向上につながるのには理解できません。ただ、遠い鹿児島に職員を派遣した成果について市民にどういうふうに戻元されるのか、そのところがよく見えないわけですが、それについてお尋ねをいたします。

◎佐々木総務部長 お答えをいたします。

本市の事務事業評価は、行政の活動を、目的と手段の関係から分析し、事業の対象、手段、意図を明確にして、客観的なデータの把握や数値目標の設定を行うとともに、事業の必要性や市の関与の妥当性、経済性、有効性等の観点から評価を行っており、それぞれの事務事業を一つの評価単位としているものであります。

御質問の姉妹都市職員交流派遣事業は、4つの細事業、いわゆる細分化した事業ということですが、これらにより構成する姉妹都市交流事業における細事業の一つとして位置づけております。

当該交流派遣事業を含む個別の細事業の評価については、事務事業の単位とした姉妹都市交流事業全体の評価に包含され、総括されているものであります。

なお、直近で交流派遣を実施した平成29年度の事務事業について、今後の事業の方向性を定める総合評価といたしましては、概要として、交流の裾野が着実に広がっており、市民の相互理解や人材育成につながっているとの評価となっ

ております。

次に、市民への恩恵ということではありますが、派遣職員は、両市でそれぞれ開催される観光イベントにおける市民交流に加え、市のPRイベントの企画、実施、行政課題をテーマとした自主研究グループでの活動、日々の業務で体得した行政実例や業務手法の違いなど、1年間の貴重な経験で培った、さまざまな知識と能力を、派遣終了後の各種業務に生かし、また、各職場にフィードバックすることで、職員はもとより、他の職員の資質向上や業務の改善にもつながっていると考えております。

このように、職員の人材育成や組織の活性化に寄与し、また、これらの経験は、各種行政施策にも反映させていくことで、結果として行政サービスの向上につながり、市民に還元されているものと考えております。

◆北山委員　それで、前回、平成27年にお聞きした際に、私から、近隣自治体との職員交流について、これから広域連携がいろんな意味で必要になってくると思われるので、そういったことは考えないのかと言ったところ、非常に意義があるので、よく検討したいという御答弁があったのですが、その進捗はどのようになっていますか。

◎佐々木総務部長　お答えいたします。

指宿市との職員交流派遣は、お互いの町をよく知り、さらなる相互理解を深め

るという姉妹都市交流の一環として行われているものでありまして、近隣自治体との職員交流派遣とは、その目的とするところに本質的な違いがあるものと認識しております。

近隣自治体等との職員交流につきましては、圏域における日常的な生活関連サービスの向上など、相互に有益な協力関係を強化し、連携することは意義のあるものと考えており、その必要性、可能性につきましては、目的の明確化や相手方の意向など、さまざまな機会を通じて情報交換に努め、引き続き研究していく考えであります。

なお、近隣自治体との交流としましては、昨年8月に提携した、千歳市と恵庭市との連携施策の充実拡大に関する覚書による取り組みの一環として、職員研修の合同実施や技術職員の人事交流について、現在、検討を進めているところであります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、大項目3の教育費に移ります。

10款教育費、5項社会教育費、4目文化振興費、予算書の316ページから321ページにかけて、中項目1の埋蔵文化財センター管理業務経費666万9,000円、中項目2の文化財普及啓発事業費263万1,000円、中項目3の縄文遺跡群世界遺産登録推進事業費265万1,000円について、関連しま

すので、一括して質疑をさせていただきます。

これらの事業に含まれる、埋蔵文化財センター案内板設置業務委託、史跡キウス周堤墓群パンフレット作成業務委託、それから、同じく説明板の更新業務委託については、いずれも、当市のキウス周堤墓群を含む、北海道、北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた審査がいよいよ実施されるということで、その機運を醸成するために計画されているものと考えておりますけれども、キウス周堤墓群を含む、北海道、北東北の縄文遺跡群世界遺産登録に向けた今の進捗状況を教えていただきたいと思えます。

◎澤田教育部長 世界遺産登録に向けた進捗状況についてお答えいたします。

北海道、北東北の縄文遺跡群は、昨年7月に、世界文化遺産の国内推薦候補に選定され、12月に、閣議了解を経て正式に国内推薦が決定し、本年1月に、ユネスコに対し、世界文化遺産登録に向けた推薦書が提出されております。

今後は、本年秋ごろに、ユネスコの諮問機関であるイコモスの全17構成資産に対する現地審査があり、推薦書の内容審査とあわせて、来年5月ごろには、イコモスからユネスコに対して、登録の可否等が勧告される予定となっております。

これを踏まえ、来年7月ごろに、ユネスコの世界遺産委員会において、登録についての決議がされる予定となっております。

以上でございます。

◆北山委員　それで、昨年7月に国内23例目の世界遺産になりました百舌鳥・古市古墳群という、大阪にある、一番新しい世界遺産の個人視察に私は一昨年行きましたが、そのときに聞いたことを紹介します。

その古墳は、堺市、羽曳野市、藤井寺市という3つ市に分布しているのですが、それをPRするために、府も連携して、スマートフォンアプリでVR技術を活用した映像を配信する、統一的な案内看板による2次元バーコードを読み取れば古墳の情報が見られる、あるいは、3市の商店街の照明灯に共通のタペストリーをぶら下げる、ボランティアガイドを育成する、8カ国語に対応したウェブサイトを構築する、こういうプロモーションなどを含めて、府民並びに外から来られる観光客、外国人等に幅広くPRされたというお話を聞きました。それはイコモスの審査の直前でした。

そういうところの話と比べると、世界遺産登録に向けた市全体の機運醸成が、特に商業者や観光客についてはまだまだ足りないのじゃないかと感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎澤田教育部長　市全体の機運醸成やPRなどについてでありますけれども、現在、市役所本庁舎や北ガス文化ホール、あるいはJR千歳駅前の歩道橋に懸垂幕や横断幕を掲示し、あわせて、JR千歳駅前の多目的広告塔で、メッセージの

掲載などを行っております。

このほか、PRのぼりを作成して、市役所やスポーツセンター、北ガス文化ホール、道の駅などの公共施設、地域の観光農園などに設置する取り組みを行っております。

新年度におきましては、PRのぼりを追加して作成したり、ミニのぼり200個を作成して、千歳市商店街振興組合連合会の御協力をいただきながら、市内商店へ配付するほか、観光客へのPRとしまして、ホテルやレンタカー事業所のカウンターなどへの設置もお願いしてまいりたいと考えているところであります。

◆北山委員 ありがとうございます。

いよいよ佳境に入っております。ここは、何としても、13自治体、17の遺跡群ということで、一体化した活動が求められるわけですけれども、取りこぼしなく、抜かりなく、世界遺産登録を勝ち取っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後になります。大項目4、令和2年度予算の運用について、(1)新型コロナウイルス関連対策についてお尋ねをいたします。

今さら私から言うまでもなく、世界的に新型コロナウイルスの感染が蔓延しまして、終息が見通せません。けさのニュースでも、アメリカのトランプ大統領が、終息はことしの7月から8月ぐらいになるのじゃないかという、ちょっと悲

観的な見通しを示しているのを拝見いたしました。

これから、当然、ウイルス対策も大切なのですが、経済の面で、事業の業績が低迷したり、生活困窮に悩む人たちがたくさん出てくるのじゃないかという心配がございます。

特に、無収入状態に陥った個人事業者とかフリーランスの方については、今、市から、セーフティーネット融資を使ってくださいという御案内が出ておりますけれども、融資制度があっても、収入がなかったら返済できない、幾ら無利子無担保でも元本は返さなきゃならないということで非常に悩んでおられる方もいます。

こういったところに対して、基礎自治体として手を差し伸べていかなければならない部分があるのじゃないかということから、お尋ねをします。

細かいことはお伺いするつもりはございませんけれども、まず、1点目として、令和2年度予算の執行に今回のことが影響することはないのかどうか、その辺の見通しについてお伺いをいたします。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

予算執行への影響についてであります。令和2年度予算につきましては、福祉や子育て、教育、都市機能などの市民サービスに直結する予算や、地域経済活性化に関する予算などについても盛り込んでいるところであります。

このことから、本予算案の御決定をいただきましたら、歳入予算につきましては、引き続き、国内外の経済情勢が市の歳入に及ぼす影響などを注視するとともに、歳出予算の執行に当たりましては、安定的な市民サービスを継続して提供するため、今後の状況の推移を見きわめつつ、適時適切に対応しながら、計画的かつ着実に実施していく考えであります。

なお、市の全体の財政運営につきましては、これらを踏まえ、最終的な歳入歳出決算を見通しながら、状況に応じ、適切に対応してまいります。

◆北山委員 ありがとうございます。

国も、リーマンショックのときの影響を超えるのじゃないかということで、今、15兆円から20兆円規模の財政出動を検討しているという話もございます。

最後でございます。

市で決まっている範囲で結構でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、市が考えている対応について教えていただきたいというふうに思います。

◎横田副市長 新型コロナウイルス感染症への今後の対応ということでありますので、私からお答えをしたいと思います。

現在、本市における新型コロナウイルス感染症への対応としましては、新型コロナウイルス感染症対策会議を庁内に設置しまして、市長を先頭に、庁内におい

て、さまざまな情報収集あるいは検討を行いながら、取り組みを進めているところでありまして、日々変化する状況に対し、迅速かつ的確な対応に努めております。

このような中で、国は、第1弾の対応策に続きまして、今月の10日に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を発表したところであります。

この対応策につきましても、国内における感染拡大を防止し、流行の早期終息を目指すこと、また、全国全ての小中学校等の臨時休業を要請したことから生じる諸課題への対応を図ること、さらに、雇用の維持と事業の継続などを基本方針としているところであります。

こうした中で、本市といたしましては、政府の対応を受けて、今定例会の会期中に、国の対策と連動した補正予算の追加提案に向けまして、現在、編成作業に着手しているところであります。

その内容のごく概略になりますけれども、まず、企業の事業継続に関する事業としまして、中小企業に向けた融資制度の拡充があります。

もう一つ、学校の臨時休校に伴って生じる課題に対応する事業など、現状における支援策などの対応を中心に内容を整理する、そういう考えで作業を進めているところであります。

さらに、国におきましては、令和2年度予算について、経済対策に関する相当

大型の補正予算の編成も示唆しているところであります。

こうしたことから、市といたしましては、引き続き、国の動向などの情報を注視しながら、市民生活や企業活動の安定的な継続に向け、今後とも、状況の変化など、タイミングを見きわめまして、補正予算など、適時的確に対応していきたい、こういう考えでやっているところであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

行政の継続性はもちろん大事なのですが、やはり、情勢変化への素早い対応が求められると思いますので、バランスをうまくとりながら、この難局に抜かりなく取り組んでいただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○松倉委員長 これで、北山委員の質疑を終わります。